

条例に盛り込むべき趣旨・項目について（案）

1. 目的

職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り，要望等への対応における公正な職務の遂行を確保し，行政の透明化を図ることにより，正当な議員活動を保障するとともに，市民の負託にこたえ信頼される市政を確立することを目的とする。

2. 定義

(1) 要望等

職員以外のものが職員に対し，その職務に関して行う要望，提言，提案，相談，意見，苦情，依頼，その他これに類するものをいう。

(2) 公職者

国会議員，地方議会議員，他の自治体の長（これらの者の秘書，親族，代理人を含む。）

(3) 特定要求行為

特定の団体又は個人を他のものと比べて有利に扱うなど特別の扱いをすること(不作為を含む。)を求める要望等をいう。

(4) 不当要求行為

特定要求行為のうち，正当な理由なく次に掲げることを求める行為で職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白であるもの

ア 特定のものに対して有利又は不利な取扱いをすること。

イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ，又は権利の行使を妨げること。

ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。

エ 遂行すべき職務を行わず，又は定められた期限までに行わないこと。

オ その他法令に違反すること又は職員としての倫理に著しく反することをを行うこと。

社会的相当性を逸脱する手段により要望等をする行為

3. 市政運営に当たっての基本姿勢

(1) 市長のリーダーシップ発揮により，公共の利益の増進を目指し，全職員が共通の認識に立って透明性の高い市政の運営に取り組む。

(2) 専決規程や委任規則の適正な運用と責任ある決裁権限の行使により，市民に対する説明責任を果たすとともに，市政に対する市民の理解，協力を得るために努力する。

4．倫理原則

- (1) 市民全体の奉仕者であり職務は市民から負託された公務であることの自覚，不当な差別的扱いの禁止，常に市民の立場に立った公正な職務遂行
- (2) 自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことへの認識，公私の別の明確化，職務や地位の私的利益のための利用の禁止など，倫理意識の高揚への努力
- (3) 職務関係者からの贈与の授受等，市民の疑惑や不信を招く行為の禁止
- (4) 職務の公正を損なったり，不当な影響を及ぼすおそれのある情報の適切管理
- (5) 法令遵守，特定要求行為や不当要求行為に対する毅然とした組織的対応

5．要望等への対応

- (1) **公職者からの要望等は，原則，全部記録，全部公開**
情報公開条例及び個人情報保護条例との整合性を図ることが必要
- (2) 記録は，客観的，正確かつ簡潔に行う。
- (3) (仮称)公正職務審査会に付議された場合に，要望等を行う者に対する確認の機会を付与

6．第三者機関の設置

- (仮称)公正職務審査会の設置(外部有識者若干名で構成)
- 審査会の職務として，特定要求行為，特に重要な政策提案，法令違反又は不当要求行為に対する市の対応(警告，告発，即時公表，その他必要な措置)を提言する。

7．庁内体制の整備

- (1) (仮称)コンプライアンス推進責任者の設置(所属長をもって充てる)
- (2) (仮称)コンプライアンス委員会の設置
審査会の判断を仰ぐ必要はないが，全庁的な対策について協議する必要が生じた場合に開催(事務局：コンプライアンス担当組織)

8．運用状況の公表

市長は，特定要求行為・不当要求行為等の件数・概要などの運用状況を毎年度公表する。